

大阪市淀川区。人事・賃金・労務関係のコンサルティング

社会保険労務士法人

淀川労務協会

Yodogawa Labor Management Society



業歴50年の結論

労務を変える、人が輝く、ビジネスが変わる。

人事労務に対する

## 私たちの視点と優位性

私たちは、会社と社員は長く続く線路のような関係だと考えています。

この2本の線路は決して1本になることはありませんが、会社の使命や目的に向かって果てしなく続いています。

どちらが曲がっても電車は走れませんが、いつも正しく安全運行できるように日々のメンテナンスが大切になります。

その土台となるものが”人事労務管理”なのです。

私たちは、そのお客様の人に対する思い・考えを尊重し、最も適した人事労務管理のノウハウをご提示することにより、働く喜びのある組織づくりに貢献することをお約束します。

## 事業所の概要

### 協会概要

名称	社会保険労務士法人 淀川労務協会
協会事務所	大阪市淀川区西中島3丁目8番2号 KGビル10F TEL : 06-6838-1711(代) FAX : 06-6838-1789 E-mail : info@yodogawaroukyou.gr.jp URL : http://www.yodogawaroukyou.gr.jp
設立	1963年10月1日(労働保険事務組合設立) 2013年4月1日(社会保険労務士法人設立)
代表者	代表社員 松井 文男
会員事業所	約600社(総従業員数:約31,000名)
事務局	20名 社会保険労務士6名(うち特定社会保険労務士2名)、社会保険労務士有資格者1名、労働衛生コンサルタント1名、行政書士及び有資格者2名、RSTトレーナー1名
加入団体	大阪府社会保険労務士会 大阪府労働保険事務組合連合会 一般社団法人SRアップ21
運営	社会保険労務士法人(厚生労働大臣認可労働保険事務組合を付設)により会員制度により運営
事業案内	会員企業相互扶助、繁栄、向上のための各種事業を行う。 主に人事賃金労務関係コンサルティング及び、労務関係事務代行 (1)人事賃金労務管理のコンサルティングに関する事業 (2)労働基準法・労働安全衛生法の事務処理相談の業務に関する事業 (3)労災・雇用・健康・厚生年金保険等の事務処理相談業務に関する事業 (4)講演会・研修会等の開催、会報及び資料の発行に関する事業 (5)その他本会の目的達成に必要な事業
グループ	北大阪建設組合{厚生労働大臣認可労働保険事務組合(一人親方団体)} URL http://www.hitori-oyakata.jp/ 松井行政書士事務所

### 沿革

1963年10月	大阪市東淀川区淡路本町78番地にて初代会長菊池豪が淀川中小企業労務協会を従前からの中小企業に対する労務関係業務を基礎に設立。当時、静岡県三島市に労務関係を中心に設立された静岡県中小企業労務協会代表者楠半兵衛氏をモデルとして全国的に設立される中で大阪淀川の地に設立された。
1967年4月	大阪市淀川区十三東4丁目5番5号に移転。
1987年2月	木村統一が理事長に就任。
1997年1月	大阪市淀川区西中島3丁目8番2号 KGビル10F現在地に移転。
1998年2月	淀川労務協会に名称変更。
2006年10月	プライバシーマークを取得。
2013年4月	社会保険労務士法人 淀川労務協会を設立。(代表社員 木村統一)
2014年9月	創立五十周年記念講演会を開催。
2018年2月	松井文男が社会保険労務士法人 代表社員に就任。
2018年6月	村上律子が付設労働保険事務組合 理事長に就任。

## サービス内容

私達は、最も重要な経営資源である「人」の問題について、長年蓄積したノウハウをご提供することにより、確実な労務管理、円滑な労使関係、快適な労働環境、自律協働の組織づくりのサポートを致します。

### A. アウトソーシング(事務手続代行)サービス

年間契約

社会保険・雇用保険・労災保険に関する諸手続き全般を代行いたします。

- ・ 労災保険、雇用保険、社会保険における事務手続・ご相談
- ・ 労災事故申請手続・相談
- ・ 労災保険特別加入（※併設の厚生労働省認可労働保険事務組合での委託となります。）

etc

### B. アドバイザリー(労務顧問)サービス

年間契約

人事労務諸問題についての解決、紛争予防等のご相談をお受けいたします。

- ・ 人事労務管理相談
- ・ 労使トラブル相談
- ・ 労働組合対策相談
- ・ 安全衛生管理相談
- ・ メンタルヘルス対策相談

etc

### C. スポットサービス

案件毎にご契約

お客様それぞれにおけるご要望に応じたスポット業務をお受けいたします。

- ・ 就業規則等構築
- ・ 人事制度・賃金制度等構築
- ・ 評価制度・目標管理制度等構築
- ・ 社員・管理職研修
- ・ 従業員意識調査等調査分析
- ・ 労務調査・労務分析
- ・ ADR(裁判外紛争処理)対応
- ・ 助成金・奨励金相談・申請
- ・ 年金相談・申請
- ・ 行政調査対応
- ・ 建設業許可申請（※別途併設の松井行政書士事務所にての業務になります。）

etc

## ご契約形態

当法人には2種類のご契約形態がございます。その他に特別な業務において別途報酬を頂いております。

### A. 一般会員でのご契約

年間契約

社会保険、雇用保険、労災保険に関する事務手続きの代行から人事労務相談まで幅広くサポート致します。

#### 対象サービス

A.アウトソーシング(事務手続代行)サービス

B.アドバイザー(労務顧問)サービス

詳しくは報酬基準参照

### B. 顧問会員でのご契約

年間契約

事務手続はお客様にて行って頂き、労務顧問として人事労務諸問題におけるご相談をお受け致します。

#### 対象サービス

B.アドバイザー(労務顧問)サービス

詳しくは報酬基準参照

### C. スポット業務のご契約

案件毎にご契約

一般会員及び顧問会員でのご契約を頂いているお客様を対象に、案件毎にご契約し別途スポットサービスをご提供致します。

数多くの人事労務相談を解決に導いた実績が証明する  
“あるべき論”にとどまらないアドバイス

### よくあるお悩み

「人事労務の問題も今まではなんとか力技でうまくこなせてきたが、近頃は労使の問題が複雑化してきており、このままではリスクが大きいと感じる。でも、弁護士さんに相談するようなことでもないし…」

以前はそれほど多くなかったこのような声を最近では頻繁に耳にします。



暗い悩み	明るい悩み
<ul style="list-style-type: none"><li>・他人事だと思っていたメンタルヘルス不調者が出てきた。</li><li>・管理職としている課長から未払残業代を請求された。</li><li>・何の前触れもなくユニオンから労働組合加入通知書が送られてきた。 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・我が社にマッチした人材を獲得したいが、採用面接のノウハウがない。</li><li>・助成金をうまく活用したい。</li><li>・事業承継の前に労務コンプライアンスを確立しておきたい。 など</li></ul>

### 私たちの人事労務アドバイザーサポートは

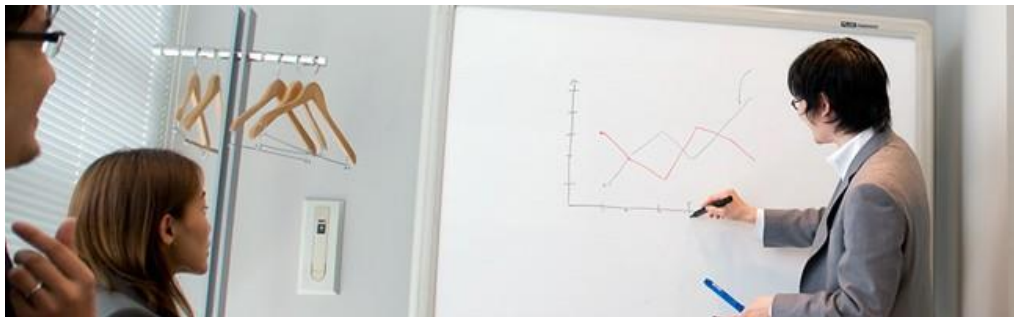


私たちはこれまで、中小企業から上場企業まで難易度も様々な数多くの労使トラブルのご相談に対して、労働関係法令や判例、過去の経験等をふまえながらも、けっして“あるべき論”にとどまらないオーダーメイドのアドバイスを行い、問題解決に導いてきました。

残業代対応やメンタルヘルス問題など人事労務問題にトレンドがあることは事実ですが、労使トラブルの多くは組織上の問題に起因しています。私たちは、労使の風通しを良くするための人事労務コンサルティングを組み合わせることによって、トラブルが生じる組織上の人事労務課題を根本からひとつずつ解決していくお手伝いをさせていただきます。

経営者側の視点を持ちながらも俯瞰的に立ちをはだかる問題を分析するがゆえに、時には厳しいアドバイスになることもありますが、多くのお客様にはこのような一貫したぶれない姿勢が評価され、信頼していただいております。

約半世紀にわたる人事労務の知恵とノウハウを  
最適なカタチとタイミングでご提供



### よくあるお悩み

「他社の事例を参考にして目標管理制度を導入してみたものの、うまく活用できておらず、かえって手間がかかると現場からは不評でして…」

このようなお悩みに心当たりのある会社は多いのではないのでしょうか。

- ・就業規則は一応あるもののほとんど見直していないので、何かあったときは場当たりの対応で乗り切っている。
- ・多大な労力とコストをかけて詳細な人事考課制度を構築したが、実際の運用にマッチしていない。
- ・新入社員研修や管理職研修などを行っているが、知識がつくだけで日々の行動に落とし込まれていない。
- ・労務コンプライアンスを確立したいと考えているが、どこから手を付けていいのか分からない。
- ・人事労務施策を立案する上で、従業員の生の声を聞く目的の調査をしたい。 など

### 私たちの人事労務コンサルティングは

他には真似することができない約半世紀にわたり集積した人事労務の知恵とノウハウを、企業の人事労務戦略に最も適したカタチに変えてご提供します。

私たちは、ある分野だけに特化しているのではなく、企業の人事労務上のあらゆるニーズに対してお応えできる守備範囲をもち、なおかつ各分野においてご期待を超えるコンサルティングをご提供できるだけの専門性を兼ね備えております。

## コンサルティングメニュー

---

- ・就業規則(人事規程集)の構築・導入支援
- ・賃金・退職金・総額人件費制度の構築・導入支援
- ・人事考課制度の構築・導入支援
- ・目標管理制度の構築・導入支援
- ・コンピテンシーの構築・導入支援
- ・労務監査、労務診断
- ・助成金の活用戦略・申請
- ・採用戦略、要因戦略の構築・導入支援
- ・モラルサーベイ、モチベーションサーベイ、賃金サーベイの実施、分析
- ・社員研修(新入社員、管理職、コミュニケーション、メンタルヘルス、ハラスメント、安全衛生など)
- ・派遣業許可申請
- ・安全衛生パトロールの実施・分析 など

※上記の他にももちろん対応可能です。



### 建設業の一人親方の皆さまの労災保険特別加入



淀川労務協会に併設する北大阪建設組合では、建設業の一人親方様向けの労災保険特別加入を専門に取り扱っています。  
簡単なお申込みをしていただくだけでスピーディに手続きできますので、ご加入をご希望・ご検討の方はこちらをご覧ください。

### 一人親方様の特別加入でお悩みの建設関係企業のご担当者様へ



北大阪建設組合では、専門スタッフが一人親方様への個別説明や全体の説明会へ伺い、建設業の労災保険の適用から特別加入制度の詳細までわかりやすくご説明いたします。ぜひお気軽にお問い合わせ下さい。

### 建設業許可、新規・更新申請



淀川労務協会に併設する松井行政書士事務所では、建設業の許可、新規・更新申請を専門に取り扱っています。

労災保険特別加入などをセットにしたワンストップサービスをご希望・ご検討の方は淀川労務協会までお問い合わせ下さい。



## セキュリティ体制

淀川労務協会は、お客様企業情報や個人情報の保護、漏洩防止の目的で主に以下のようなセキュリティ体制をとっております。

### 1. プライバシーマークの取得

淀川労務協会は、2006年10月より日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合した管理体制を整備している事業者等に認められる「プライバシーマーク」を取得しております。より高い保護レベルで個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を確立し運用することにより、マイナンバーをはじめお客様からお預かりしている個人情報を厳格に管理しております。



### 2. 他媒体への書込み制限、不正コピーによる内部からの情報漏洩防止

個人情報の不正な持ち出し防止のため、USB等への書込みおよび持ち出し・持ち込みを厳しく規制しております。セキュリティ管理者による他媒体の使用管理を徹底することにより、不当な情報の持ち出し・持ち込みを防止しております。

### 3. PCのセキュリティ強化、基幹サーバへのアクセスログ監視

各個人のPC単位にログイン名・パスワードを設定しており、離席時にはPC操作をパスワードロックさせ、本人以外の表示の盗視および使用を防止しております。また、アクセスできるお客様情報やプログラムメニューをログインID毎で制限することをはじめ、MOTEX社が提供するログ監視システム「LanScopeCat」を導入し、いつ、誰が、どういう処理をおこなったかを管理しております。

### 4. インターネット・メール対策

インターネットに潜む様々な脅威から大切な情報を守るため、Fortinet社の「FortiGate」「SubGate」を導入し、外部攻撃対策はもちろんのこと、ウイルス感染したPCによる内部からの攻撃の検知や通信遮断など、エンドポイントのセキュリティ対策を講じており、標的型攻撃に対しても万全の体制を構築しております。

## 当法人の実績

事業分類	人数	労務顧問	手続業務
医療業	5000	○	○
製造業	2100	○	○
派遣業	2000	○	○
医療業	1800	○	○
製造業	780	○	○
医療業	800	○	○
不動産業	650	○	○
建設業	390	○	○
サービス業	630	○	○
サービス業	270	○	○
製造業	310	○	○
小売業	320	○	○
卸売業	290	○	○
不動産業	160	○	○
専門・技術サービス業	140	○	○
小売業	300	○	○
卸売業	500	○	
製造業	900	○	
卸売業	100	○	
卸売業	400	○	
医療業	700	○	
製造業	150	○	
サービス業	600	○	
サービス業	600	○	
飲食サービス業	2100	○	
建設業	700	○	
運輸業	170	○	
建設業	100	○	
サービス業	110	○	

その他約600社（地方独立行政法人、一部上場企業なども実績があります。）

## 会員会費表

一般会員会費基準(社会保険・雇用保険・労災保険の事務手続きをご契約の場合)

社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)	社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)
1~2	41,000	15,000	400~499	230,000	281,000
3~4	46,000	21,000	500~599	255,000	317,000
5~6	51,000	27,000	600~699	276,000	347,000
7~9	57,000	33,000	700~799	296,000	378,000
10~14	62,000	39,000	800~899	317,000	408,000
15~19	67,000	45,000	900~999	337,000	439,000
20~24	72,000	51,000	1000~1099	357,000	470,000
25~29	77,000	58,000	1100~1199	378,000	500,000
30~34	82,000	64,000	1200~1299	398,000	531,000
35~39	87,000	70,000	1300~1399	419,000	561,000
40~44	92,000	76,000	1400~1499	439,000	592,000
45~49	97,000	82,000	1500~1599	459,000	623,000
50~59	102,000	89,000	1600~1699	480,000	653,000
60~69	108,000	96,000	1700~1799	500,000	684,000
70~79	113,000	104,000	1800~1899	521,000	714,000
80~89	118,000	111,000	1900~1999	541,000	745,000
90~99	123,000	118,000	2000~2499	592,000	822,000
100~109	128,000	125,000	2500~2999	643,000	898,000
110~119	133,000	132,000			
120~129	138,000	139,000			
130~139	143,000	146,000			
140~149	148,000	153,000			
150~199	153,000	174,000			
200~299	179,000	210,000			
300~399	204,000	245,000			

3,000名以上は別途定めがあります。

(※消費税は別途)

※入会金は、初期費用として初回のみ頂戴致します。

※月々の会費(12か月分)の他、「労働保険年度更新」及び「社会保険算定基礎」処理分として、各々1か月分の会費を別途頂戴致します。

### 入会金、会費月額の算定について

#### ★社員数について

- ①上記社員数は社会保険・雇用保険・労災保険とも加入される対象者の人数を1人としてカウント致します。
  - ②雇用保険と労災保険のみ加入される対象者につきましては、対象者の総数×0.5を人数とさせていただきます。  
(端数は切り下げ)
  - ③労災保険のみ加入される対象者につきましては、対象者の総数×0.3を人数とさせていただきます。(端数は切り下げ)
- 上記の①～③の合計を社員数とさせていただきます。

## 会員会費表

一般会員会費基準(雇用保険・労災保険の事務手続きをご契約の場合)

社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)	社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)
1~2	20,500	7,500	400~499	115,000	140,500
3~4	23,000	10,500	500~599	127,500	158,500
5~6	25,500	13,500	600~699	138,000	173,500
7~9	28,500	16,500	700~799	148,000	189,000
10~14	31,000	19,500	800~899	158,500	204,000
15~19	33,500	22,500	900~999	168,500	219,500
20~24	36,000	25,500	1000~1099	178,500	235,000
25~29	38,500	29,000	1100~1199	189,000	250,000
30~34	41,000	32,000	1200~1299	199,000	265,500
35~39	43,500	35,000	1300~1399	209,500	280,500
40~44	46,000	38,000	1400~1499	219,500	296,000
45~49	48,500	41,000	1500~1599	229,500	311,500
50~59	51,000	44,500	1600~1699	240,000	326,500
60~69	54,000	48,000	1700~1799	250,000	342,000
70~79	56,500	52,000	1800~1899	260,500	357,000
80~89	59,000	55,500	1900~1999	270,500	372,500
90~99	61,500	59,000	2000~2499	296,000	411,000
100~109	64,000	62,500	2500~2999	321,500	449,000
110~119	66,500	66,000			
120~129	69,000	69,500			
130~139	71,500	73,000			
140~149	74,000	76,500			
150~199	76,500	87,000			
200~299	89,500	105,000			
300~399	102,000	122,500			

3,000名以上は別途定めがあります。

(※消費税は別途)

※入会金は、初期費用として初回のみ頂戴致します。

※月々の会費(12か月分)の他、「労働保険年度更新」処理分として、1か月分の会費を別途頂戴致します。

### 入会金、会費月額の算定について

#### ★社員数について

- ①上記社員数は雇用保険・労災保険とも加入される対象者の人数を1人としてカウント致します。
- ②労災保険のみ加入される対象者につきましては、対象者の総数×0.6を人数とさせていただきます。  
(端数は切り下げ)

上記の①、②の合計を社員数とさせていただきます。

## 会員会費表

一般会員会費基準(労災保険の事務手続きをご契約の場合)

社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)	社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会費月額(円)
1~2	12,300	4,500	400~499	69,000	84,300
3~4	13,800	6,300	500~599	76,500	95,100
5~6	15,300	8,100	600~699	82,800	104,100
7~9	17,100	9,900	700~799	88,800	113,400
10~14	18,600	11,700	800~899	95,100	122,400
15~19	20,100	13,500	900~999	101,100	131,700
20~24	21,600	15,300	1000~1099	107,100	141,000
25~29	23,100	17,400	1100~1199	113,400	150,000
30~34	24,600	19,200	1200~1299	119,400	159,300
35~39	26,100	21,000	1300~1399	125,700	168,300
40~44	27,600	22,800	1400~1499	131,700	177,600
45~49	29,100	24,600	1500~1599	137,700	186,900
50~59	30,600	26,700	1600~1699	144,000	195,900
60~69	32,400	28,800	1700~1799	150,000	205,200
70~79	33,900	31,200	1800~1899	156,300	214,200
80~89	35,400	33,300	1900~1999	162,300	223,500
90~99	36,900	35,400	2000~2499	177,600	246,600
100~109	38,400	37,500	2500~2999	192,900	269,400
110~119	39,900	39,600			
120~129	41,400	41,700			
130~139	42,900	43,800			
140~149	44,400	45,900			
150~199	45,900	52,200			
200~299	53,700	63,000			
300~399	61,200	73,500			

3,000名以上は別途定めがあります。  
(※消費税は別途)

※入会金は、初期費用として初回のみ頂戴致します。  
※月々の会費(12か月分)の他、「労働保険年度更新」処理分として、1か月分の会費を別途頂戴致します。

### 入会金、会費月額の算定について

#### ★社員数について

上記社員数は労災保険に加入される対象者の人数を1人としてカウント致します。

## 顧問会員会費基準

社員数(名)	入会金[※初期費用](円)	会員月額(円)
1～9	40,000	20,000
10～49	40,000	30,000
50～99	50,000	50,000
100～199	50,000	70,000
200～299	60,000	100,000
300～399	70,000	120,000
400～499	80,000	140,000
500～599	90,000	160,000
600～999	100,000	180,000
1000～1999	150,000	200,000
2000～2999	200,000	300,000

3,000名以上は別途定めがあります。 (※消費税は別途)

※入会金は、初期費用として初回のみ頂戴致します。

### 入会金、会費月額の算定について

※上記社員数は、社員・パート・アルバイト・嘱託等含めた、貴社で雇用されている全ての従業員の人数となります。

## 特別会費表

### スポットサービス会費基準

(※消費税は別途)

有料業務区分	内容、金額等詳細
就業規則等作成	○就業規則本則 200,000 円～ ○各種細則(※) 100,000 円～ ・賃金規則、退職金規則、育児・介護休業等に関する規則等
人事制度構築	○月/100,000 円～の別途契約による。
社員研修	○1回/100,000 円～ ☆主なテーマ ・コミュニケーション ・メンタルヘルス ・安全管理 ・人事考課 ・目標管理 ・労務管理 ・執務態度 ・コンピテンシー ・新入社員研修 ・管理職研修 ・セクハラ、パワハラ ・問題解決、目標設定 等
労務問題相談	○労働組合対応相談 別途顧問契約月/50,000 円～ ○労務相談業務 別途顧問契約月/20,000 円～ (対応工数や難易度等が通常のアドバイザー(労務顧問)サービスの範囲を超える業務に限る) ○ADR業務(代理人・補佐人、相談等) 1回/50,000 円～
行政調査対応	○1調査/30,000 円～ ☆対応取扱調査 ・労働基準監督署調査 ・社会保険事務所調査 ・公共職業安定所調査 ・労働局労働保険監査 ・助成金受給に関する調査 ・会計監査院監査(上記に係るもの)
従業員調査	○1回/100,000 円～ ☆主な調査 ・モラルサーベイ ・賃金サーベイ ・モチベーションサーベイ ・エゴグラム、エニアグラム、Disc等による性格、行動傾向診断
助成金申請	○1回/助成金受給額の20%～(※会費額が30,000円を下回る場合は30,000円) ○※助成金種類、個別相談案件により別途着手金を頂くことがあります。 ○※お取り扱いしていない助成金もございます。
労使協定作成 / チェック	○各種労使協定 1拠点1枚 / 15,000円～
雇用契約書作成 / チェック	○雇用契約書(社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイト等) 1枚 / 15,000円～
計画書作成 / チェック	○行政等へ提出する各種計画書作成 1枚 / 30,000円～
安全衛生管理	○月/50,000 円～の別途契約による ・安全衛生管理相談、体制構築 ・安全衛生委員会オブザーバー 等
派遣業許可	○各種研修、パトロール 1回/30,000 円～ ○派遣許可申請 1回/150,000 円～ ○各種届出、更新、変更 1回/30,000 円～
労務監査・診断	○労務監査 都度相談 ○労務診断 1回/200,000 円～
外部ブレイン活用	○都度、ご相談内容に適した外部提携ブレインをご紹介します。 ・費用は紹介先とのご契約によります。
その他	・都度相談させていただきます。

有料業務区分	書類名	金額
障害者雇用関連	障害者雇用納付金申告書	10,000 円～
	障害者雇用調整金支給申請書	10,000 円～
年金請求	年金請求	30,000 円～
	年金通知の照会	20,000 円～
	年金加入記録紹介票	10,000 円～
	年金シミュレーション	10,000 円～
	年金証書再交付申請書	3,000 円～
	年金受給権者住所・支払期間変更届	3,000 円～
	最低賃金に関する基礎調査票	5,000 円～
事業所に関する事務手続	外国人雇用状況報告書	5,000 円～
	高齢者雇用状況報告書	5,000 円～
	障害者雇用状況報告書	5,000 円～
	生活習慣病予防検診	5,000 円～
	雇用促進税制における雇用促進計画	10,000 円～
保険適用	健・高齢受給者基準収入額適用申請書	5,000 円～
雇保給付	雇・育児休業基本給付金支給申請書	3,000 円/1回
	雇・介護休業基本給付金支給申請書	3,000 円/1回
新規(保険未設置の事業所)	労働保険成立届(労災保険、雇用保険)	30,000 円～
	社会保険新規適用届	30,000 円～
	労働保険料率年度更新業務(顧問)	30,000 円～

【※】会員契約外のお客様に対するスポットサービス業務のお引き受けの可否及び特別会費等については、個別のご相談とさせていただきます。

【※】記載のない業務についてのお引き受けの可否及び特別会費等については、個別のご相談とさせていただきます。



## 出版物のご紹介

### 社労士が教える労災認定の境界線



価格： 1,944円(税込)  
ISBNコード： 978-4-89761-667-4  
出版社： (株)労働新聞社  
発売日： 2017年8月3日  
編者： 一般社団法人 SRアップ21  
著者： 淀川労務協会理事長 木村統一、他

### ホントにあった職場のトラブル



価格： 1,890円(税込)  
ISBNコード： 978-4-89761-321-5  
出版社： (株)労働新聞社  
発売日： 2010年3月24日  
編者： SRアップ21  
著者： 淀川労務協会 松井文男、他

### 中小企業経営者への法務実務アドバイス



価格： 1,890円(税込)  
ISBNコード： 4-88785-004-2  
出版社： 日本法令  
発売日： 2003年11月1日  
編者： SRアップ21  
著者： 淀川労務協会理事長 木村統一、他

### 個別労使トラブル直前解決顛末記



価格： 1,799円(税込)  
ISBNコード： 4-539-71875-4  
出版社： 財団法人中小企業情報化促進協会  
発売日： 2005年12月1日  
編者： SRアップ21  
著者： 淀川労務協会理事長 木村統一、他

### 個別労使トラブルの対処・予防の話と実務



価格： 2,100円(税込)  
ISBNコード： 4-539-71761-8  
出版社： 日本法令  
発売日： 2001年11月1日  
編者： SRアップ21  
著者： 淀川労務協会理事長 木村統一、他

## アクセスマップ



大阪市淀川区西中島3-8-2 KGビル10F

TEL:06-6838-1711 / FAX:06-6838-1789

阪急京都線南方駅徒歩5分 地下鉄御堂筋線西中島南方駅徒歩5分